

令和8年4月備前市教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年4月24日(金)
開会 午前9時30分 閉会 午前11時40分

2 開催場所 備前市役所6階 委員会室

3 会議区分 定例会

4 出席委員等

議席番号	職名	氏名	出欠
	教育長	小郷 康弘	出
1	委員	田中 道生	出
2	委員	立花 朗	出
3	委員	原田 千暁	出
4	委員	鷺尾 政幸	出

5 出席者

職名	氏名	出欠
教育振興部長	久保山 仁也	出
教育総務課長	春森 弘晃	出
学校教育課長	柴田 洋輔	出
幼児教育課長	文田 栄美	出
生涯学習部長	杉田 和也	出
生涯学習部参与	大森 康晴	出
生涯学習課長	杉山 麻里	出
文化振興課長	片岡 英史	出
公民館・図書館活動課長	江見 清人	出

6 付議事件 議案等付議事項のとおり

7 会議状況 議事録のとおり 傍聴人 なし 非公開 あり

8 署名委員 1番 田中 道生

9 書記 教育総務課課長補佐 吉田 佳奈子

議案等付議事項

区 分	案 件 名
議案第 24 号	備前市加子浦歴史文化館設置条例施行規則の一部改正について
議案第 25 号	備前市立学校教頭の任免について
議案第 26 号	教育委員会事務局職員等の任免について
協議第 7 号	備前市教育振興基本計画について
協議第 8 号	備前市立学校における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の制定について
報告第 24 号	備前市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
報告第 25 号	教職員の人事異動について
報告第 26 号	令和 8 年度校務を分担する主任等の発令について
報告第 27 号	令和 8 年度園児数、児童及び生徒数並びに学級数について
報告第 28 号	令和 8 年度入園申込状況について
報告第 29 号	令和 8 年度片上高等学校の入学者等の状況について
報告第 30 号	令和 7 年度通学路合同点検結果について
報告第 31 号	備前市立学校の教育職員に関する業務量管理 健康確保措置実施計画について
報告第 32 号	備前市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
報告第 33 号	備前市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について

報告第 34 号	備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 35 号	備前市アートカルチャー表彰要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 36 号	共同調理場の状況について
報告第 37 号	A L T の状況について
報告第 38 号	新図書館の状況について

教育長 はい。それでは、委員の皆様には、令和8年4月教育委員会会議定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、定例会を開会いたします。ただ今の委員の出席は、私を含めて5名全員であります。定足数に達しておりますので、令和8年4月備前市教育委員会会議定例会を開会いたします。

今、現在のところ、傍聴を希望されておられる方はおりません。

それでは、委員並びに出席職員に申し上げます。

教育委員会会議の議事等会議は、人事、訴訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人団体情報を公開することにより個人の権利侵害を害する恐れのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決を持って非公開といたします。

非公開審議の事例はかなり煩雑にありますので、あらかじめご承知おきます。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘は、あらかじめわかる場合は教育長から発議し、そうでない場合は発言途中であっても委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど、所要の手続きを行います。

以上、よろしくお願いたします。

では、議事に先立ちまして、私の方から、3月定例教育委員会会議以降の主な教育政務についてご報告申し上げます。

3月27日、新年度から備前市に着任される校長、教頭先生との面談を実施いたしました。

3月31日、令和7年度教職員転退任式を開催いたしました。この度の異動により、12名の先生方が退職され、1名の校長先生が役職定年となりました。また、21名の先生方が備前市外へ転任されました。

4月1日、令和8年度教職員着任式を開催いたしました。31名の先生方をお迎えし、備前市の学校が新たなスタートを切りました。また、備前市教育委員会職員に辞令交付を行いました。

4月6日に定例園長会、4月7日に定例校長会に出席いたしました。校長会では、徳育の推進に向け、まず教職員が児童生徒のよきロールモデルとなることや、市内にある子育てや子供の支援団体と積極的に連携してほしいこと等を伝えました。

4月8日、西鶴山認定こども園の入園式に出席いたしました。0歳児2名、1歳児3名、3歳児2名の計7名が入園いたしました。

4月9日、片上高校の入学式に出席いたしました。近年になく多い18名が入学いたしました。新入生の中に年配の方もおられ、呼名の際、その方の力強い、「はい」という返事が印象的でありました。

4月10日、備前中学校の入学式に出席いたしました。108名の新入生のやる気に満ちた表情だけでなく、在校生の新入生を温かく迎える雰囲気も印象的でした。

4月13日、伊部小学校の入学式に出席いたしました。36名の児童が元気に笑顔で入学いたしました。

4月18日、三石中学校の参観日に参加するとともに、PTA総会で、今後の給食の提供について説明をいたしました。

4月20日、県立和気閑谷高校の藤岡校長先生が着任のご挨拶に、来場されました。

4月21日、備前市美術館で開催されるジョン・スーファー写真展「ドジャースの心音―青き情熱の記録―」の内覧会に参加いたしました。当日は報道機関も多数お越しいただいております。同日、岡山県警察本部、亀山少年課長、中野健全育成対策室長がご挨拶に来庁されました。

以上で教育政務の報告を終わります。

それでは、ただ今より議事に入ります。まず1番、前回定例会会議録の承認ですが、令和8年3月定例会の会議録について、委員の皆様で何かお気づきの点はございませんでしたでしょうか。

はい。それではないようですので、この原案の通り、令和8年3月定例会の会議録について承認することといたします。

次に、署名委員の決定ですが、今回は1番の田中委員にお願いいたします。

はい。次に、3番、議案等付議事項のうち議案第25号から第26号までのすべてと報告第37号から第38号までの1部につきましては、会議規則第15条第6項の規定に基づき、会議を公開することにより教育行政の構成または円滑な運営に著しい支障を生ずる恐れのある事項に該当するものとして非公開とするよう発議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

(教育委員全員挙手)

前回、一致により非公開と決定いたしました。

本日は傍聴者の方がおられませんので、議事については、もうこの順番通り進めていくことといたします。非公開部分については非公開ということで、こちらからその旨はお伝えをしながら進めていくことにいたします。

それでは、3番、議案等付議事項のうち、議案第24号、備前市加子浦歴史文化館設置条例施行規則の一部改正について、事務局から説明願います。文化振興課長。

文化振興課長 はい。それでは、議案第24号、備前市加子浦歴史文化館設置条例施行規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。

この規則においては、提案理由に書かせていただいております通り、備前市歴史民俗資料館及び埋蔵文化財管理センターと、その休日に関する規定の部分に相違があったため、この振替についての統一扱いとしたいということになります。

簡単にご説明をさせていただきますと、現状、加子浦歴史文化館における休館日につきましては、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日というところに但し書きはなく、仮に、今現状、加子浦歴史文化館は毎週の休館日が火曜日となっておりますが、その休日の翌日が火曜日の場合にですね、本来であれば、その火曜日に当たった場合は

さらにその翌日という但し書きが記載されるべきところですね、これについては、歴史民俗資料館、埋蔵文化財管理センターにおいては、但し書きの規定として、その定休日が休日に当たる場合はさらにその翌々日という但し書きが記載しておりますが、加子浦歴史文化館においてはその記載が漏れておりましたので、本規則改正において追加上程するものであります。

ご説明は以上となります。

教育長 はい、議案第 24 号について説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。それではないようですので、議案第 24 号を承認してよろしいか。

(異議等なし)

はい。ありがとうございます。異議がありませんので、議案第 24 号については承認することといたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 ここから 非公開審議 】・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 ここまで 非公開審議 】・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは、議案については以上でございます。

次に、協議に移ります。協議第 7 号、備前市教育振興基本計画について、事務局から説明願います。はい。教育総務課長。

教育総務課長 はい、それでは、協議第 7 号、備前市教育振興基本計画について説明させていただきます。

最初に、この計画の今後のスケジュールですが、今回再度協議させていただき、次回議案とする形で進めさせていただきます。

現状としてはお配りしている形になりますが、施策 3 から 5 までを現在、(ア)、(イ)、(ウ)などに修正したものになっております。施策 2 なども回答来ておりますが、ちょっと反映させたものをお配りできておりませんことをお詫びいたします。こういった取り組み内容を表現した上で、具体的な方策にリンクする形で進めております。

前回、田中委員がおっしゃった部分の(ア)、(イ)、(ウ)の位置などについてですが、現状としては前にすると、今度逆に文章が読みにくい場合もあるかと考えて、現状としては今まで通りにしておりますが、そういったご意見いただけたらと思っております。

他には、表現する方法の軽微な修正を、各課からあったものを修正しておりますが、委員の皆様からは質問等ございませんでしたので、現状としては基本的な中身は変わっておりません。

以上、簡単な説明となりますが、皆様の振興基本計画にかかるご意見をよろしくお願

いたします。

教育長 はい、協議第7号についての説明が終わりました。

何か委員の皆様からご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

お願いいたします。

お手元の計画にお配りするの間に合わなかったことで、大変ちょっと失礼をいたしているんですが、先ほど教育総務課長の方から説明のありました(ア)、(イ)、(ウ)については、5ページのところ、1番下の教育大綱における取り組み、ここの(ア)、(イ)、(ウ)が抜けており、それから、6ページ、8、9、10の施策の項目の最後にあり、これはまた担当課の方で記載をしたものをまた改めて出す予定であります。

それから、次の施策に、就学前教育、保育の充実につきましても同様でございまして、教育大綱における取り組み、7ページの真ん中から少し下のところで、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、就学前教育の質の向上、これが(ア)、家庭での教育、保育支援が(イ)というように(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を付した上で、下の具体的な対策、この11から14のところに、これがどこに、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、どこに該当するかというところの新たにつけたもの、これからつけてまいります。

それから、施策3、学校教育については、これモデルになっておりましたので、もうつけておりますが、10ページで、ここで、仮にこの上に、教育大綱における取り組みのところで、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、項目の前に出しておりますが、例えばICTや地域の教育資源を活用した云々の前に(ア)が来ております。

教育総務課長 具体的方策のところを、前回、田中委員からは、(ア)、(イ)、(ウ)を前にしたらどうかというご意見があったんですが、そういった部分については、今、現状としては現時点のままにとどめておりますという形で説明させていただいたところ です。

教育長 ですから、教育大綱における取り組みのところは、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を項目の前に置くという、まずはレイアウト的に、今は、そういう処理の中でしております。

それから、12ページから13ページの歴史文化の活用のところは、一応もう、この(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)については項目入った状況になっております。

それから、次の施策5につきましても、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、入った状況になっております。そこのところ以外で、全体的なところを通して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

はい。それでは、今現在、ちょっと今の段階でこの方向でまずは進めさせていただくんですが、次が、議案として提出をさせていただきます。

それで、また改めて、お忙しいと思うんですが、見ていただいたりする中で、ちょっとここやっぱり気になるなっていうところがありましたら、メール等で事務局の方にご意見を返していただいて、それから最終的な原案は、今もう一度担当部の方で精査をさ

せていただいて、それで必要性があると事務局で判断した場合は、ちょっとまた修正等もさせていただいた最終版を次に議案として提出をさせていただくと、そういうような今後の日程と言いますか対応で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいるようにいたします。

続きまして、協議第8号、備前市立学校における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の制定について、事務局から説明願います。

はい。教育総務課長。

教育総務課長 はい。それでは、協議第8号、備前市立学校における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の制定について、説明させていただきます。

こちらは、備前市立学校における防犯カメラの設置は、児童生徒の安全を確保し、犯罪等の抑止及び発生等の迅速な対応を図ることを目的としたものになります。

お配りしました基準においては、撮影対象区域、管理責任者等、設置に関する表示、画像の保管方法及び保存期間、安全管理、画像の目的外利用及び外部提供の制限を定めることとしております。

本日、委員の皆様の意見を踏まえ、最終的な運用を始めたいと考えておりますので、皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

教育長 はい、協議第8号についての説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。どんな角度からのご質問とかご意見でも結構でございます。

教育委員 はい、失礼します。わかる範囲で結構ですが、今現在、備前市の小中学校には防犯カメラが設置されているのかいないのか。また、今回、設置するについての基準ということで、児童生徒の規模によって若干その設置する台数が変わってくるのか。それからもう1点、括弧4の犯罪が発生しやすい場所ってあるんですが、これは具体的にどの辺りみたいなあれがあるのかどうか、ちょっと三点ほどをお聞かせください。わかる場合で結構です。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい。現状、まず、各学校全て防犯カメラは設置されておりますが、基本的な部分としては、今までというのは、外向きですね、対外的なお客さんが来たりするものをイメージしておりました。

で、今回この基準を定めるにあたって、その新しく内部的なものを撮ると。とりあえず、今、試行的ですが、内部的なものを撮るという話も踏まえた上での判断基準になる形です。新しく、元々は条例や規則等があったのですが、その中で、この内部的なものを撮るという形の児童生徒、先生の動きとかが内部的に見えるものを撮るという形になるので、こういった基準を定めて、そこはちゃんと正しいところは決めた上で安心、安全を図ろうという形になっております。

そのため内容的なものというのは、今回のもののイメージとしては、あくまでも内向きの場所を撮る、ただし、学校の教室ではなくて廊下等を撮る形のものをイメージした

形で今推進しておりますので、そういったものをまず導入校で試行的に活用されていきながら、今後、いろいろな各学校への展開につながるのかなと考えております。

以上になります。

教育長 立花委員

教育委員 はい、ありがとうございます。設置の数については規模によっては変わるのか、またあのもう固定っていうか、もう10台つけますっていう風な形になるのか、校舎とかのレイアウトにもよるかと思うんですけど、ちょっとその辺の基準があるのか、ないのか教えていただきたい。

教育長 教育総務課長

教育総務課長 はい。基準は別に何台というのはないと思います。やはり学校の校長先生や教頭先生とお話ししながら、どこに必要なだなどという形を踏まえた上での設置になってくると、あと予算の関係もございますので、そういったものを見極めながら台数決まっていくと思います。

市内でも、例えば伊里中学校なんかは元々が高校跡地で規模が大きい形になっておりますので、そういったものも踏まえた時の学校の規模が全然違ってまいりますので、それぞれの基準に応じて、考えていきたいと思っております。

以上になります。

教育長 はい、ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、原田委員。

教育委員 防犯カメラの設置には賛成ですが、設置する場所が廊下等ということになっていますが、今回の事案に対しては、多分、教室というイメージが持たれているんですが、教室には置かない、そのまま教室に置くのはとても抵抗があるということもよくわかりますが、その今回のことの対応にはならないというイメージがありますが、どのように考えてらっしゃるか、ちょっとお聞かせください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい。おっしゃってる通りの部分もございますが、先ほどおっしゃった通り、やっぱり教室というのは普段の活動等も見える状況でございますので、今回お話ししていく中で、今、現状としては廊下とかそういったところの対応になっております。それが事実でございます。それ以上のことは、ちょっと今、現状としては学校との協議になりますので、なぜ教室にできなかったのかと言われても、そこは、やはり色々な協議の上での成立になりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上になります。

教育長 はい。その他、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい。委員ご指摘のところの意見は当然こちらでも理解しているところで、教室の中はどうかかっていうところ、また、これはいろんな議論もされ、全国でもされているところでもあります。

教育委員会といたしましては、この防犯カメラの設置、廊下とかというところと、それからいわゆる教室の中については、定期、不定期のいわゆる教室の点検、そのこの活動の組み合わせによって、ちょっと足りないと思われるところを補完し合うことで、そういう犯罪というか、おきにくい環境を作っていこうということですので、防犯カメラ全てで、まかなえるものではないと考えている、そういう仕組みというか、定期、不定期の教室の点検であるとか、いらぬものを持ってこないとか、そういったところの中での総合的に取り組んでいくという、そういうようなことであるご理解していただけたらいいのかなと思っております。

はい、結構です。何か一言。もし何かあれば。

教育委員 質問させていただいたのは、教室に置くのはどうかなという、私も思っているんだけど、でも、教育委員会としてどう考えているのかなというところが聞きたかったので聞かせていただきました。

ありがとうございました。

教育長 はい。そのまさに思われてるところっていうのは我々も同じことを思っておりますので、その共有する中で対応を進めてまいります。

はい。それでは、教育総務課長、これ協議になって、この協議で、この基準の制定については、もうこれは事務局で制定をしてご意見頂戴すんだけど、議案として後から出すっていうことではないですよ。はい、お願いします。

教育総務課長 はい。議案ではなくて、あくまでも皆さんにお諮りした上でご意見いただいたものを持って、あと、教育長までの手続きとして基準というものを定める形になっておりますので、この内容についてご意見があれば、修正したものを持って起案したいなと思っております。

今、現状としてはこのままで、今後、伊部小学校の方でこの運用に基づいて活用してまいりたいと考えております。

以上になります。

教育長 はい。では、他に委員の皆様方から、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。鷺尾委員

教育委員 はい、すいません。失礼します。

1番根本的な部分なんですけど、防犯カメラを導入して設置します。

これ、もちろん学校側が教育委員会と合わせて進めていく部分なんですけど、児童生徒や保護者に対しての同意はもう得られている、もしくは説明が終わってるっていう認識でよかったですかね。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい、こちらの方につきましては、先ほどの伊部小学校については、保護者とか校長先生が踏まえた協議をした上で、そういった配備をしてくださいと要望があったものに基づいて予算化したものになります。

そのため、他の学校さんについては、内部の子供を撮るという部分についての判断は、

そういったものの運用を見ながら、各学校さんが保護者とかと相談しながら進めていくのかなと考えております。今現状は、先ほどいいました伊部小学校のように、条件が整ったものに基づくものになります。ご理解いただけたらと思います。

教育長 よろしいか。はい。田中委員。

教育委員 すいません。はい。これ、防犯カメラを設置するとして、時期的にはいつまでに、これを設置する期間にしてるんですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 設置はもうすでにしています。昨年度の事業として機械は設置されております。

今、活用をするにあたり、きちんとかういったセキュリティの考え方を、特に子供さんを撮ると、普通の条例や規則というようなものは存在してるんですが、その中で、今度、学校の中を撮るという部分について、ちゃんと教育委員会として基準を定めて活用した方がいいなという話を踏まえてしてますので、すでにもう納品はされていて、機械設置されとんですが、活用するにあたり、教育委員さんの意見を聞いた上で、今回運用に入りたいと思って、今日の日になります。以上になります。

教育委員 わかりました。

教育長 はい、もう設置については完了してるんですけど、まだ稼働をさせていないと。それを稼働するにあたって、この運用規定を事務局で案として定めて、教育委員の皆様方からもしっかり意見を頂戴して、そして運用規定を決定して、そのうえで、稼働を開始したいという今この段階でございます。

教育委員 わかりました。

教育長 はい。その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、今、様々な参考になる意見を頂戴いたしましたので、そのあたりもしっかりと事務局で今一度、確認をさせていただいて、その上でこの基準を設定し、そして稼働へと今後つなげてまいりたいと思っております。

はい。それでは、この協議第8号については以上といたします。

次に、報告第24号備前市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 はい。それでは、報告第24号、備前市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について説明させていただきます。

原則的には、今までお話しが過去にありましたように、教育委員会の機構改革を実施したことに伴う規程の方の改正になります。

そのため、お配りした資料にもあります通り、課名の変更であったり、そういったものになりますので、そういったことのご理解をいただけたらと思います。

以上になります。よろしくお願いたします。

教育長 はい。今、報告第24号のお説明が終わりました。

委員の皆様方から何か質問はございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、もう、この 24 号からは報告になっております。

報告第 24 号については以上とさせていただきます。

それでは、報告を続けます。次に、報告第 25 号、教職員の人事異動について、事務局から説明願います。はい。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告第 25 号、教職員の人事異動について報告いたします。

まずは、学校教育課関係分です。16 ページをご覧ください。令和 7 年度末の正規職員の人事異動についてです。小中学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の人事異動については、17 ページから 19 ページの通りです。

また、片上高等学校については 20 ページをご覧ください。

次に、常勤講師、非常勤講師等、県費負担教職員の人事異動については 21 ページから 23 ページの通りです。市費非常勤講師、教育支援員等は 24 ページから 27 ページの通りとなっております。

学校教育課としては以上でございます。

教育長 続きまして、幼児教育課長。

幼児教育課長 はい。続きまして、認定こども園の人事異動について報告いたします。28 ページをご覧ください。主な内容としまして、退職職員が 2 名、新規採用職員は 2 名となっております。異動につきましては、退職者の補充及び長期間の従事者を中心に市内各園の保育教諭の配置換えを行ったものです。以上です。

教育長 はい。ただ今説明が終わりました。委員の皆様方の方から何かご質問はございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。それではないようですので、報告第 25 号については以上といたします。

次に、報告第 26 号、令和 8 年度公務を分担する主任等の発令について、事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告第 26 号、令和 8 年度公務を分担する主任等の発令について報告いたします。

29 ページから 30 ページをご覧ください。教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事についての一覧、この通りに発令をいたしましたので、ご報告いたします。なお、発令する職につきましては、学級数で決まっておりますことを申し添えます。以上でございます。

教育長 はい。ただ今の報告について、委員の皆様方からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここから 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここまで 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 それでは、公務を分担するところの報告につきましてはよろしいでしょうか。
(質問等なし)

次に、報告第 27 号、令和 8 年度園児数、児童及び生徒数並びに学級数について、事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 報告第 27 号、令和 8 年度児童生徒学級数についてご報告いたします。

まずは学校教育課分です。32 ページをご覧ください。令和 8 年度の学級決定日時での児童生徒数について報告をいたします。右下に、昨年度同時期と比較した表を載せております。

小学校は、児童数 83 名の減少となりました。学級数については、伊部小学校において、2 学級であった 6 年生が卒業し、1 学級の 1 年生が入学したことにより 1 学級減少したことと、伊里小学校の特別支援学級が 1 学級減少したことによって、合わせて 2 学級の減となっております。

中学校は、生徒数が 35 名の減少となりました。学級数については、吉永中学校において、2 学級であった 3 年生が卒業し、1 学級の 1 年生が入学したことにより 1 学級減少したこと、それに加え、特別支援学級において、備前中学校、三石中学校、吉永中学校がそれぞれ 1 学級減少したことによって、合わせて 4 学級の減少となっております。

片上高等学校は、生徒数 12 名の増加、学級数の変化はございません。令和 8 年度の入学者は 18 名となっております。

学校教育課分は以上となります。

教育長 幼児教育課長。

幼児教育課長 続きまして、認定こども園等の入園児数と学級数について報告いたします。

33 ページをご覧ください。4 月 1 日現在で、園児数が 542 人、学級数が 61 学級となっております。そのうち、NPO 法人が運営する小規模保育園どんぐりえんには 13 人の園児が入園となっております。

表にはございませんが、昨年度と比較しますと、全体で園児が 41 人の減、学級数が 3 学級の増となっております。この学級数の増につきましては、主な要因として、小規模園のどんぐりえんさんの方が 3 歳以上のお子さんを受け入れるようになったことが主な要因となっております。

以上です。

教育長 はい。報告第 27 号について、委員の皆様で何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。感想でも当然結構でございます。

(質問等なし)

はい。それでは、報告第 27 号につきましては以上とさせていただきます。

まあ、人数の減少が続いているという状況でございます。

次に、報告第 28 号、令和 8 年度入園申し込み状況について、事務局から説明願います。

幼児教育課長。

幼児教育課長 それでは、報告第 28 号、令和 8 年度入園申し込み状況についてご報告いたします。

35 ページをご覧ください。4 月 1 日現在で入園申し込みが 542 人、入園決定者も 542 人で、入園の保留、待機児童は 0 人となっております。なお、こども園の定員につきましては、備前市認定こども園の管理運営に関する規則で定められているところです。

今後、年度の途中の入園希望も見込まれますが、各園、規定に定めた定員内で調整しながら受け入れていくようになります。受け入れが難しい場合には、認可外保育や一時保育のご案内などによりまして、待機児童がないよう努めていきます。

現在、5 月以降の入園申し込みを随時受け付けしているところなのですが、この度、片上認定こども園の 0 歳につきまして、4 月 1 日の申し込み状況では、資料にあります通り 3 名となっておりますが、5 月 1 日からの申し込みがあり、今後 1 名増加する予定です。

これは、規則に定める定員を上回ることとなるのですが、保育教諭の配置と保育室の調整で受け入れが可能となります。規則では、教育委員会が認めるときは定員を増減することができることとなっておりますので、これにより受け入れを行いたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上です。

教育委員 はい。報告第 28 号につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、報告第 28 号については以上といたします。

次に、報告第 29 号、令和 8 年度片上高等学校の入学者等の状況について、事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告第 29 号、片上高等学校の入学者等の状況について、ご報告いたします。36 ページをご覧ください。入学者選抜の状況ですが、志願者は 22 名、そのうち 19 名が受験し、合格者が 18 名、その 18 名全員が入学をしております。

あわせて、卒業者の進路についても報告いたします。昨年度末、3 名が卒業し、3 名のうちアルバイト、職業訓練校等の進路をとっているという風に報告を受けております。

以上でございます。

教育長 はい。ただ今の報告第 29 号につきまして、委員の皆様から何かご質問等はございますでしょうか。

学校教育課長 はい。付け加えをさせていただきますと、今年度、志願者が 22 名という風に報告いたしました。例年と比べると 2 倍近い人数の方が志願をしてくださっています。

教育長の最初の政務報告の中でも触れられておりましたが、今年度については、学び直しの目的によって 60 代後半の受験者の方も受験をしておられまして、無事入学をされております。

そういったニーズについても、受け皿としての機能を、少しずつそういう周知が広がってきているという風に嬉しく捉えているところであります。

以上でございます。

教育長 はい。委員の皆様方から何か質問、ご意見、感想でも結構です。

何かもしございましたら。

(質問等なし)

はい。それでは、報告第 29 号については以上といたします。

続きまして、報告第 30 号、令和 7 年度通学路合同点検結果について事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告第 30 号、令和 7 年度実施通学路危険箇所点検一覧について報告いたします。38 ページをご覧ください。令和 7 年度実施通学路危険箇所点検結果について報告いたします。

昨年 11 月に通学路危険箇所を岡山県や備前警察署、備前市とで合同点検を実施し、その結果を昨年度末よりホームページに掲載をしております。

今後も、危険箇所については、関係機関や部署とも連携を取りながら引き続き対応していく予定としております。

以上でございます。

教育長 はい。ただ今の報告について委員の皆様から何かご質問等はございますでしょうか。

教育委員 対応済みとありますが、対応中というのがとても目につきます。カーブミラーの設置が必要だから、その挙がっているんだろうけれど、なぜ対応中になっているのか、どこが進まないのかなと思うんですけど、具体的にどこかを挙げてくださって、説明していただけたら嬉しいです。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 はい、なかなかその 1 つの具体というところは、説明が難しいところではあるのですが、学校の方から挙げてきたものについて、市と警察とそれから県とで点検をしている。その中で優先順位の高い、危険度の高いところから対応しているという中で、なかなか遅々として進まないもどかしさもあるんですけど、とりあえずは緊急的なものから順に対応している結果が今の表としてお示しをさせていただいてる

という状況でございます。

以上でございます。

教育長 原田委員

教育委員 子供たちの安全、安心な通学路を確保するためには必要だと現場が挙げてきていることなので、検討するっていう余地をもう少し厳しく精査していただき、その対応は対応済みとなるように。事故が起きてからでは対応をお願いしていたけれど叶わなかったという反省ではなく、事故が起こる前の処置ができるようお願いしたいと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 はい、ご意見は最もだと思います。それぞれの案件につきまして、しっかりと関係機関と連携を取りながら進めていきたいと思っています。

教育長 ありがとうございます。はい。私も言おうとしたのは、原田委員と全く同じ質問をしようと思った次第です。

はい。あの鷲尾委員、突然振って申し訳ないんですが、保護者の立場から、今のこの通学路のこととかで、何か、率直な思いとして、何かもしございましたら。

教育委員 そうですね、通学路、私の子供たちが通ってる東鶴山学区なんですけど、私の家が1番小学校から離れてる場所なんですけど、今、佐山バイパスですかね。バイパス工事が入ってまして、道路のちょうど通学路の部分なんですけど、重機が入って工事してるっていう状態で、先日も小学校の先生、教頭先生たちが子供たちと一緒に歩いて、うちの子がもう上の子は5年生になったので、徒歩で帰るようになってたんですけど、やっぱり危険だなっていうことを学校の先生方も言われておりました。

で、ちょうどタイムリーな話なんですけど、今日、学校の方から、工事の業者の方と話をさしてもらって、通るということを容認してもらってますと。今日はちょっと心配なので、私もついて一緒に行きますっていう風な、本当に、なんて言うんですかね、対応していただいとって、保護者としてはものすごく安心してお任せできるのかなと思っております。

ただ、やっぱり対応できるっていうのはごく一部の部分っていうのもありますので、事故を未然に防ぐという意味でも、やはり車が通る場所、見通しの悪い場所というのは多々あると思います。そうですね、保護者から意見が上がってきてっていう部分もこの中には入ってるんだと思うんですけど、いろんな角度で見えていただいて、危険箇所、道路の線が消えてるよとかっていうのも確かに大事なんですけど、子供たちが歩けるスペースがあるかどうかっていうところもちょっと見ていただければと思います。

それによって、通学路の変更の検討であったりとか、そういうのもやってもいいのかなとは思っていますので、その辺りも含めて協議していただければと思います。

以上です。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 はい。貴重なご意見をありがとうございます。

そういう子どもたち、それから保護者の方々の声に寄り添いながら対応できるように進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

教育長 はい。その他、報告第 30 号につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、以上といたします。

次に、報告第 31 号、備前市立学校の教育職員に関する業務量管理 健康確保措置実施計画について、事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告第 31 号、備前市立学校の教育職員に関する業務量管理 健康確保措置実施計画について、ご報告をさせていただきます。

41 ページからをご覧ください。備前市立学校の教育職員に関する業務量管理 健康確保措置実施計画についてですが、本計画は、令和 7 年 6 月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理健康確保措置実施計画を定めることが義務付けられたことを受けて、策定したものです。

また、毎年の実施状況を公表することや、総合教育会議等への報告も位置づけられています。備前市、当課におきましては、ホームページでの公表、本教育委員会会議や市長部局幹部の参加する庁議の場において報告することを考えております。

働きやすさと働きがいと両立しつつ、備前市の子供たちのため真に必要な業務に専念できるよう、教職員の働き方改革を進めていきたいと考えております。以上でございます。

教育長 はい。ただ今の報告につきまして何かご質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。感想でも結構でございます。

(質問等なし)

はい。それでは、この学校教育課長が申しましたように、これもう法律の中での仕組みの中で教育委員会が制定していくものでございます。

問題が、これが絵に描いた餅にならないように、どれだけ実効性を担保できるか、この部分は、教育委員会とそれから校長、現場の管理職とかとしっかりとこう連携を図りながら、各学校でいわゆる生産性をいかに高めていくかで働き方改革をいかに進めていくか、その辺りを実行力を伴う形で今後教育委員会としても頑張ってもらいたいというように思っております。

はい。それでは、もしこの件、また後ほどでも何かありましたら、お知らせください。

それでは、報告第 31 号につきましては以上といたします。

次に、報告第 32 号、備前市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、事務局から説明願います。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。報告第 32 号、備前市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとして制定いたしましたので、報告いたします。

これは、令和7年12月に国が新たに部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを示しました。本市においても、このガイドラインに沿って部活動の地域展開を進めてまいりたいと考えております。その1つとして、地域クラブ活動に関する認定制度という制度がスタートいたしましたので、本市においても準備したものです。

以上でございます。

教育長 はい。ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

教育委員 今現在、新規クラブ活動という風な認定に値する活動をされているクラブはどのくらい市内にあるのでしょうか。

生涯学習課長 はい、現在は、地域展開のクラブ活動については、これまで5種目の活動を行っております。で、それらの活動が、これまで地域認定クラブという活動ではなく、母体はあったんですけど、そこから指導者が派遣されて指導を行っていただいた形になっていたものをこの4月から、団体に対して申請をしてもらって認定をするという形です。今、正式に認定申請をしていただいて、こちらから認定している準備中であって、まだクラブとして形になっているものが、現在ありません。

教育委員 ありがとうございます。子供たちがその人数が少なくてクラブ活動ができないという現状を解消して、地域との連携というところで進めていかれるんだと思うんですけど、子供たちが活動しやすい土壌を作ってください、勉強だけでなくクラブ活動が有意義に進められるようお願いしたいと思います。

以上です。

生涯学習課長 はい。児童生徒数が減少しており、学校で部活動がないという学校も出てきておりますので、やはり子供たちが希望するクラブの活動ができるよう、早く市全体で準備していきたいと考えております。また、ご意見よろしく申し上げます。

教育長 はい。その他、ご質問なり、ご意見なりございませんでしょうか。

はい。田中委員

教育委員 地域クラブ活動の公的支援とありますが、財政支援のところですか。具体的に金額は多分違うと思うんですけど、大体いかほどなもので、いくらぐらいの金額ですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。昨年度までもそうなんですけど、クラブ活動については、指導者の謝金、それから生徒と指導者の保険というのは市の方で負担全額を負担しております。これは国の補助も受けて行ってきたものですが、令和8年度、今年度からは受益者負担というの少し取り入れていかなくはならなくなっております。

で、まだ周知が全くできていないなか、会費を500円とか1000円とか設定するわけにはいきませんので、この会費については令和9年度から、設定するように検討しているところです。

で、こちらについても、今年度についても国の補助事業の方に申請をしておりますの

で、国と県と3分の1の補助はいただこうと思っておりますが、補助を受けるにあたっては、受益者負担とっておりますかとか、そういった要件がございますので、その補助金がもらえるような条件を最低限クリアしながら、今年度進めてみたいと考えています。

教育委員 わかりました。ほんなら、これからということですね。はい、了解いたしました。

教育長 はい。その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、報告第32号については以上といたします。

(質問等なし)

次に、報告第33号、備前市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について、事務局から説明願います。生涯学習課長

生涯学習課長 はい、報告第33号、備前市部活動地域移行推進協議会設置要綱について報告いたします。これまで本市においては本協議会を設置していませんでした。

今後、国のガイドラインに従って令和13年度末までに休日の部活動を完全に移行するために、先ほどもご質問にありましたが、受益者負担という形を取りながら、そのクラブ活動が持続可能な形にするためには、クラブとしての団体のあり方等を考えていく必要がありますので、所掌事項、第2条のところにあります。

こういったことを検討していくためにこの協議会を設置したいと思っておりますので、準備をさせていただきました。

以上でございます。

教育委員 はい。委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、特段、ご質問等ないようですが、私の方から1点だけ。

市として、この部活動の地域展開、前回は、最近、地域移行という言葉から地域展開という言葉で今変わっております。部活動の地域展開を推進するために、その国の方針に基づいて、報告第32号でこの認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を制定し、そして市全体で、そのグランドデザインを市がどう描いて、そしてどうクラブと関わっていくのか、そういったことを議論したり、また決定をしたりするような形のイメージでこの協議会を立ち上げて、クラブの実施主体者、学校、それから市と、3者がこう一体となって推進できるような、その母体組織みたいな形の協議会といったイメージで捉えていただけたらいいのかなと思っております。

生涯学習課長。その私のイメージで間違いありませんか。

生涯学習課長 はい、その通りです。

教育長 そういうことで、今年1年、いろんな推進のための整備をしながら動いていくということでご理解をいただけたらと思います。

はい。それでは、報告第33号については以上といたします。

なお、今週、中学校の校長先生方とその地域展開について担当課とで意見交換、情報共有の場を早速持っております、補足でした。

それでは、34号備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正す

る要綱の制定について、事務局から説明願います。公民館・図書館活動課長。

公民館・図書館活動課長 はい。それでは、報告第 34 号、備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を開始する要綱についてご説明いたします。

これにつきましては、教育委員会の機構改革に伴いまして、この委員会委員の名称を変更するものでございます。

図書館活動課の方も公民館・図書館活動課という風になりましたし、教育政策課もなくなったということ、それから、4月から正式には専属で図書館長を配置をしておりますので、その点についても、この度改正をするというものでございます。

以上でございます。

教育長 はい。ただ、今の説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。（質問等なし）

はい。それでは、報告第 34 号については以上といたします。

次に、報告第 35 号、備前市アートカルチャー表彰要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明があります。文化振興課長。

文化振興課長 はい。それでは、報告第 35 号、備前市アートカルチャー表彰要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明をさせていただきます。

本要綱につきましてはですね、本日お配りしているのが現状の備前市アートカルチャー表彰要綱というものしか付けさせていただいておりません。

これにつきましては、この要綱自体は令和 5 年度から実施してまいっておりますが、昨年度、令和 7 年度においては 4 件の表彰がございました。要綱の中の別表第 1 の第 1、第 2 のところをご覧くださいますと、この文化関係において、全国大会等ですね、文化芸術部門において全国大会等に出場し優秀な成績を収めた方に対して、その賞賜金を支払う基準を定めておりますが、従前より、この基準においては、この要綱とは別途、担当部署で定める内規においてですね、金額の妥当性等を判断してきておりますが、現状、この要綱においては非常に高い金額が定めさせていただいております。

これについてはですね。従前より金額があまりにも高いのではないかというような協議もありまして、早急にですね、今現状、担当部署の方でこの賞賜金の見直しを行っております。

この今年度、令和 8 年度、もう実質開始はされておりますが、できましたら今年度からですね、この賞賜金の金額の見直しを早期にして、その見直した金額で奨励をしていきたいと思っております。

本来であれば、この 4 月の教育委員会会議で提出をさせていただきたいところですが、ちょっとまだ資料の方が揃っておりません。ですので、事後報告になると思いますが、来月の教育委員会会議にですね、改正した要綱をお示しさせていただきたいと思っております。今、現状の報告とさせていただきます。

教育長 はい。今の報告について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。（質問等なし）

はい。それでは、見直しをしたものを次回の教育委員会会議で報告事項の中でお示しをさせていただくと。要件については、この定められた金額がちょっとあまりに高額ではないかという、金額の見直しといったところのポイントだということでございます。

それでは、報告第 35 号については以上といたします。

次に、報告第 36 号、共同調理場の状況について、事務局から説明願います。

はい。教育総務課長。

教育総務課長 はい。それでは、報告第 36 号、共同調理場の状況について説明させていただきます。

共同調理場の設置条例の改正につきましては、事前に P T A や関係者に説明がなく、提案されたとして議決いただけてないのが現状でございます。

現在、三石小中、吉永小中の P T A 役員会や総会で説明をしている状況です。

本日は、お手元の方に吉永小学校と三石中学校の配布資料を事例としてお配りしておるところでございます。保護者からのメール等で質問も 5 月上旬までこの説明に基づいて受け付けしておりますので、次回の委員会では質問等の報告をさせていただけるものと考えております。簡単になりますが、以上になります。

教育長 はい。共同調理場の状況についての説明でした。

委員の皆様で何かご質問等はございますでしょうか。

教育委員 次回に、その保護者の方のその質問等が伺えるということをお聞かせいただきましたが、説明会において、保護者の方のその雰囲気はどうだったのかなど、今時点で感じられてることをお話ししていただければありがたいなと思います。

以上です。

教育総務課長 はい。現状は、まだ三石中学校さんだけが総会が終わったところでして、実は今日、この後、昼から三石小さんと吉永小さんの総会がありますので、そちらに出席する予定です。吉永中さんは明日なので、総会という形で、保護者さんの意見の詳細をお聞きできるのは、今日以降となります。三石中さんについては、基本的な説明をしたところ、この部分に基づいて、ほとんど質問はなかったもので、今後、先ほど申したように、5 月 8 日まで、メール等での質問を受付しておりますので、その状況を見ての色々なご回答等は、ホームページに載せたいなと考えております。

で、形としては、条例案としては、できたら、6 月にもういっぺん、この協議に基づいて進めてまいりたいと思っておりますが、現状のところの学校さんのご意見はちょっとわからないですので、ちょっと不明な部分もありますが、実際は吉永中さんがやはり 1 番大変かなと思っております。

実際は、共同調理場なので、学校に付随した調理場ではないんですが、吉永中さんの場合は、自分のところに付属したように見えるので、その辺の部分で吉永中さんのご意見等が、ちょっと色々あるかなと考えています。

ただ、その方向性としては、統廃合とかの反対ではなくて、現状が、吉永の調理場が古い、1 番古い状況を踏まえて、本当に逆に安心、安全なのかという逆な質問が多いら

しいので、明日ちょっと状況を踏まえた上での話になるかなとは理解しております。

以上になります。

教育委員 ここで事前に協議した内容では、安全、安心な給食提供というところでは、ここで委員としては賛成させてもらって進むべきで、進むであろうと予想していたのが進まなかった。それは、PTA、保護者に説明がなかったという、その点だけで、なんかこう、覆された。なんかショックな問題だ。私としてはね、安全、安心という提供を考えれば、保護者説明はなかったにしても、そこはスルーできるのかなという風な思いだったけれど、どうかな。他に何をこう、何が、そのこだわりがあって進まなかったのかな。ただ説明が後回しになってるからだというところだったら進めてほしいなど。その安全、安心を第一にというのが私の頭の中にはあるので、提供できる、そういう配置ができるという説明しているにも関わらず、説明云々のところで滞ったというところにとっても抵抗を感じていました。

でも、こういう風に、もう一度、その説明がなかったというところを振り返って、その説明をしていただけるっていうところはあるがたいなと思っています。

話が進められるように、よろしくお願いいたします。

教育長 教育総務課長

教育総務課長 はい、ありがとうございます。おっしゃる通りだと我々も理解しています。我々としては、議会ファースト、議会が最初のところの出発点で、共同調理場という観点で見たときは、議会が了解したものを持って、教育委員会としては、もうその方向性です、議会としてもこれで、いいですね、あとは、各学校に、給食の配食先が変わるだけよってという報告をするはずで進めていたんですが、先に委員会、議会等で説明をPTAや保護者にしなさいという話がありましたので、今、粛々と説明の方を進めてまいりたいと思っております。

基本的な部分として理解をいただいていると思っております。

以上になります。

教育長 はい。各学校、先週から吉永小中、それから三石小中、その吉永の共同調理場が閉じることによって影響を受ける学校はその4校になります。で、先週から教育委員会の方でPTAの総会の前に大体役員会が開かれますので、その4校の役員会とそれから総会とも全てこちら側から、参加させてもらって説明をさせていただくようになっていきます。

総会については、今日の午後、吉永小学校と三石小学校、それから明日、吉永中学校ですけれども、PTAの役員会の方は4校全てもう終わっています。

それから、総会については三石中学校がもうすでに終わっている。

で、あとの、じゃあ役員会の辺りで出たような意見とか、役員会レベルでもその辺りちょっといづらか、せつかく言っていたので、ちょっとお伝えしていただけたら。はい、教育総務課長。

教育総務課長 はい。基本的な部分はお配りした資料の通りなんですが、1番大きな今

回、役員会で変更があったのは、例えば三石中さんであります、ここにスケジュールの部分が入った形になっております。いつから変わるのか、この部分が最初の配布資料の方にはなかったもので、2学期から変わりますというのを全ての学校に説明するように追加資料となっております。

後の部分については、基本的に最初から、こちらが説明していく形の資料としては大きな変更点はありません。ただし、吉永中学校さんは、先ほど言いましたように、自分の学校に付随されてる部分があったりするので、今の共同調理場と伊里がどう違うのかとか、そういった部分についてちょっと写真を示してくれないかとかいうご意見がありましたので、吉永中学校さんについてはちょっとより詳しくなる可能性がございますが、原則論としては大きな変更はないかなと思っております。

で、三石と吉永の説明の資料の違いにつきましては、三石については、もう伊里から日生に変わる場合は、基本的にO157対策後の施設での間の移動になりますので、あくまでも施設が変更することですというのが三石の中心になります。

逆に、吉永小中さんは、伊里に変わることによって、O157の関係で、その変更があった年度から見たときに、きちんと新しいものはできてますよ、古い方の考え方については、それを、基準を新しいものに照らして直し、運用はしてますよという形になっているのを説明させていただく形になってますので、ちょっと若干その辺で、写真があったりとか、色々、吉永小中さんは変わってくるのが現状でございます。

内容の変更としてはそういった部分になります。

以上になります。

教育長 そういう役員会で色々とやっぱりご質問を頂戴した部分を、総会での説明資料でも、そのご質問のところを活かす形で、修正を加えながら今資料を作っているというところです。先ほどの衛生基準につきましても、吉永中の役員の方から、旧衛生基準という基準だったら大丈夫なんかっていうような、心配する意見もあったようです。

教育振興部長。

教育振興部長 私の方が中学校のPTA役員会専門部会の方に出席させていただきました。全体の雰囲気として、その調理場を廃止する、統合するということについてはあまりこう問題視はされてなくて、どうなるの、なくなることでどうなるのかという質問がありました。

いつから廃止するのはもちろんこの資料の方に入れてるんですけど、その中であまりにこう吉永の共調と伊里の共調を比較してしまうと、やっぱり伊里共同調理場の方が新しいんで、いろんな面でこう吉永の共同調理場の方が劣る。あまりに劣ってるんで、今が大丈夫なのみたいな心配もありました。

当然、衛生基準というのは守られているので、そこは安心してほしいんですけど、やっぱりこう比較してしまうと、あまりにも今の状況大丈夫なんかというような心配の声もありました。衛生基準をクリアしてるんで、大丈夫なんですけどね、はい。

そういったところとか、給食を運んできた時に、あとどこに置いとくの。食事するま

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここまで 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 はい。それでは、報告第 37 号については以上といたします。

次に、第 38 号新図書館の状況について、今後の議会審査等に関する部分については非公開審議とすることをあらかじめ教育委員の皆様にはお伝えをしております。

その上で、事務局から説明をお願いします。公民館・図書館活動課長。

公民館・図書館活動課長 はい。それでは、報告第 38 号新図書館の状況についてで、ございます。2 点報告をさせていただきます。1 点目につきましては、写真を基にして工事状況を説明させていただきますが、2 点目につきましては、前回の教育委員会会議でも報告させていただきました、前回の市議会の定例会の方で図書館の変更契約の部分で否決となったものについて今後どうするかというご説明でございます。

それでは、図書館建築の工事の現状について説明をさせていただきます。

写真の方をご覧いただければと思いますけれども、まず、左上の前景の写真につきましては、国道 250 号側、北東から撮影したものでございます。これにつきましては、来月 5 月の予定であるんですけれども、その大きな屋根の方を設置をする予定で進めるという風に計画をしております。

続きまして、左下の写真、1 階玄関付近の写真でございますけれども、玄関付近につきましては、そのガラスを設置するような建具の設置をしておりますので、今後、そのガラス等の取り付けというのが進んでまいるといふ風な予定でございます。

それから、右上の写真につきましては、設備機器の取り付け状況の写真となっておりますけれども、建物全体の躯体の工事につきましては、ほぼ順調に進んでいるということで、今は内部の設備の機器、それから、今後、その天井の板の取り付けであるとか内装というところにかかってくるという風なものでございます。

それから、右下の写真につきましては、3 階に、先ほど申しました屋根の取り付ける高さから 3 階の学習スペースを撮影したものだといふ風になっております。ですので、この高さで屋根が取り付けっていくということとご理解いただければと思います。

なお、写真の真ん中辺りには階段が見えるんですけど、この階段が吹き抜けとなっておりますので、その 3 階の学習スペースからも、吹き抜けで 2 階に降りることができるという風になっております。工事の説明については以上でございます。

教育長 はい。ただ今の説明についてご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここから 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここまで 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 以上でございます。あらかじめ議題として出していただきましたのは、終わります。

それでは、続いて、議事4番、次回の教育委員会会議の決定についてですが、まず、事務局案をお願いいたします。はい。教育総務課長。

教育総務課長 はい。次回の定例会につきましては、5月22日金曜日午前9時半から開催することを提案いたします。部屋はこの6階委員会室になります。

以上になります。

教育長 はい。今、事務局の方から、次回の提案、5月22日金曜日午前9時30分から6階委員会室ということですが、まだ後ほどそのスケジュールとか、今日わかる方については今日の、今の段階でのスケジュールとかお伝えをいただきたいと思うんです。

今日この場でもしお分かりになる方おられたら、ちょっといかがでしょうか。なんとかなりそうですか。

教育委員 予定が入ってます。はい、申し訳ありません。この日は欠席で。

教育長 難しい、ちょっとその状況も踏まえて。教育総務課長。

教育総務課長 はい。ありがとうございます。日程的にずらす可能性として、今、お話があった部分だった場合、議会日程の議案発送日より前に教育委員会会議を開いて、そこで皆さんにこういうものを議案出しますというのが一般的になっておりますので、22日より以降はちょっとできないんです。次の月曜日の時にもう議案発送日になるので、皆さんに、22日の週でちょっと日程調整をさせていただきますので、すいませんが、今お2人、厳しいような話だったので、ちょっとこちらの方としても日程調整させていただいた上で、スケジュールの方、決定させてください。

すいません、お願いします。

教育長 教育総務課長。22日が金曜日で、その週、例えば18の月から21の木のあたりでなんとか収まればという感じですかね。

教育総務課長 前倒しが早くなると、現場の方も、その資料を作成したりするのも全部タイトになってきたりする部分があるので、できたら後ろの方がいいなって事務局側としては思っておりますが、皆様のスケジュールが第1優先なので、この後、終わった後でいいので、18の週でダメな日があれば教えていただけたらこちらの方としては幸いです。

以上になります。

教育長 はい。じゃあ、すいませんが、調整のことでまた個別にご相談をさせていただくということになります。

はい。次に、5番、行事予定について事務局から説明を願います。

教育総務課長 はい、行事予定の方になります。5月につきましては、以前お配りしました2026年度の青少年健全育成啓発カレンダーに基づくものになります。

5月前半、基本的には中学校の研修や修学旅行が予定されております。後半の5月23

日、それから5月30日、5月31日において、現状としては運動会や体育会等が実施される形になっております。6月上旬にもするところがございますが、あくまでも今5月の現状であればそういった形になります。ほとんどのところの、数多くの学校が5月中に実施されるという形になりますので、皆様がそれぞれ、もし教育委員さんとして色々なところを訪問されたいのであれば、よろしく願いいたします。以上になります。

教育長 はい。今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

では、行事予定については以上といたします。次に、その他各課から報告、連絡事項があればお願いします。

まず、各課から。はい。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課からビーテラス3階軽運動室について、お手元の資料を基に説明させていただきます。

この4月1日から、ビーテラス3階が利用できるようになっております。階段やエレベーターを使って3階まで上がっていただいて、手前の右手の部屋が軽運動室1となっております。この部屋はダンスとかヨガも使えるようにしておりますので、通常は、左の写真のように何も置いていない机だけが置いてある状況で、右の写真、こちらが軽運動室の倉庫になるんですが、グッズの方はしまっている状態です。

その奥の部屋軽運動室2については、この写真にはありませんが、ダンス・ヨガ等専利用の部屋ということで、土足厳禁とさせていただきます。

その運動室1、2の通路を挟んで反対側が、軽運動室3、とても長い部屋になっておりますので、2枚の写真は両端それぞれからの写真を撮っております。こちらには、ニュースポーツグッズ7種目を常設しております、セットすることなくご利用いただけるようになっております。ニュースポーツについては、誰でも気軽に行って、気軽に楽しんでいただきたいと思いますと考えていますので、簡単なルール説明やスコア表が必要なものとかは、セットしております。

また、きちんとルールを知ってから、やってみたいんだというようなグループの方もいらっしゃると思いますので、生涯学習課では、出前スポーツ教室というようなものを行っています。専門の講師を派遣して、指導を受けていただく、その講師への謝礼については、生涯学習課で負担するというものですので、こちらの制度も使っていただき、みなさんに楽しんでいただけたらと思っております。

全部で20種目できるようにしております、7種目常設以外については倉庫に入っていますが、生涯学習課のホームページの方では、それぞれ種目の説明、図入りで紹介しておりますので、そういったものをご覧いただいて、行ってみようと思っております。

以上でございます。

教育長 生涯学習課から、その他で報告がありました。何かご質問がありますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、その他の課から、連絡事項、報告等ございませんでしょうか。

課の方から、よろしいか。では、委員の方から、何かありますか。

文化振興課長、写真展の状況を今どんな状況か説明願えませんか。

文化振興課長 本日、委員会会議冒頭で、教育長からもご説明がありましたが、21日、今週の火曜日から、ジョン・スーパースタッフ写真展ということで開催させていただいております。本日で4日目になりますけれども、連日、約300名から400名近い方がですね、市外の方が大半ですけれども、来場者が多く、やはり、山本由伸の選手であったり、大谷選手、そういったところですね、注目されてる、ファンの方が、たくさん来場されております。

この写真展については、4月21日から5月10日、連休明けの5月10日の日曜日までになりまして、連休の5日間も毎日開催させていただく予定でおります。

担当部署の方ですね、職員を配置して、その人数カウントであったり、その案内をさせていただいている状況ですけれども、ゴールデンウィーク期間中は、春の備前焼祭りということで、5月3日、4日もございます。大変来場者層も多くですね、人気を集めておりますので、もし、よろしければ、教育委員の皆様も一度、3週間の期間ですので、ご覧いただけたらと思います。

報告、以上となります。

教育長 はい。大変、感動するような写真が多いので、ぜひ行ってみてください。

はい。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして長時間となりました。4月の教育委員会会議定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委員